

令和5年度

『ポータルサイト KOBE JOB PORT の拡充及び管理運営業務委託』
公募型プロポーザル仕様書

令和5年2月13日

神戸市経済観光局
経済政策課

I 事業の目的・趣旨

神戸市に加え、国や県、その他団体が実施している雇用・就労支援事業及び関連情報を分かりやすく提供し、神戸市域において求職者の就職活動・就労、企業等の人材確保等を支援するポータルサイト「KOBE JOB PORT」（以下「サイト」という。）を効果的に運用するため、サイトの拡充及び管理運営業務を行う。

雇用・就労ポータルサイト「KOBE JOB PORT」URL：

<https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/>

II 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

III 業務内容（基本委託料に含める）

1 サイトの拡充 ※具体的な実施内容は企画提案事項とする。

(1) 神戸企業情報ページの制作

神戸市内の企業を紹介するページを制作すること。

- ア) 企業ごとに「企業概要」「採用ページへのリンク」等の企業情報を掲載し、掲載企業を一覧で表示すること。
- イ) 企業情報には、業種や所在地などの基本的な情報に加え、学生や求職者が企業選びで重視する情報や企業理解を深めることができる情報を掲載し、各項目で条件を設定すると、自動的に該当企業が表示される機能を設けること。
- ウ) 掲載を希望する企業が申込を行うことができる機能を設けること。
- エ) 掲載企業数は最大30社とする。

(2) プッシュ型の情報発信機能の追加

メールマガジン配信ツールを利用し、イベント情報等を対象者別に発信できる機能を設けること。（メールマガジン配信ツールは外部サービスの利用可）

- ア) イベント情報等の配信希望者がサイトから登録を行えるようにすること。
- イ) 主な対象者は、求職中の方、学生・就職課の方、企業の人事・採用担当者とする。
- ウ) 発信対象は最大1000名、発信回数は最大100件/年とする。
- エ) 外部サービスを利用する場合、外部サービスの契約は受託者が行うこと。なお、メールマガジンの配信は、原則神戸市が行うため、操作性の高いサービスを選定すること。

2 サイトの更新

(1) 定期更新

イベント情報の更新、不要ページの削除など既存ページにおける軽微な更新対応を毎月3回程度行うこと。更新の指示やテキストデータの提供は神戸市が行う。なお、更新の手順（情報共有、神戸市の承認等）は、簡素化を図ること。

(2) 若手社員リアルインタビューページの更新

既存の「若手社員リアルインタビュー」ページの各企業紹介ページ（最大25社）について、企業情報の時点修正等の軽微な更新対応を行うこと。更新箇所・内容は令和5年6月中旬頃までに神戸市が提供する。

また、掲載企業（最大2社）を追加すること。追加掲載のための記事データ（Microsoft Word形

式)・写真・レイアウトデータ(PDF形式)等は、神戸市が提供する。

「若手社員リアルインタビュー」掲載先：

<https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/realinterview/realinterview.html>

3 サイトの広報 ※具体的な実施内容は企画提案事項とする

サイトの閲覧対象者(主に学生・学生の就職指導担当者、求職中の方、企業の人事・採用担当者)に対してサイトの認知度を高めるため、様々な広報媒体を効率的に活用して、サイトの広報・周知を行うこと。広報物のデザインや掲載内容については神戸市と別途協議の上決定すること。

なお、以下については必ず含めるものとする。

- (1) クリアファイルの制作(A4カラー片面1,000枚程度)
- (2) オンライン広告(一定期間の出稿後に神戸市へ結果を報告し、効果検証を行いながら実施すること)

4 その他

最新のユーザー動向や技術動向、今後のホームページ運営のあり方なども考慮したうえで、上記1及び3の有効な手段や効果的な方法について実施内容の詳細を提案すること。なお、事業目的を効果的に達成するために、上記項目に追加して提案を行うことも可とする。

IV 必要に応じて実施する事項(実績加算額に含める)

以下については、必要が生じた場合に神戸市からの依頼に応じて対応すること。

- 1 新規ページの作成(2回まで)
- 2 企業情報ページ(Ⅲ 業務内容-1-(1)で作成)
 - (1) 掲載企業の追加(基本委託料に含む30社に加え、5社まで)
 - (2) 検索カテゴリの追加(基本委託料に含むカテゴリに加え、2つまで)
- 3 若手社員リアルインタビューページ(Ⅲ 業務内容-2-(2)で更新)への掲載企業の追加(基本委託料に含む2社に加え、3社まで)

V サイトの更新・拡充に係る留意事項

1 サイトの更新方法

サイトの更新には、CMS-8341を使用して、更新データをサーバにアップロードする必要がある。アップロードは、原則神戸市が行う。受託者は更新用のデータを神戸市に納品すること。

2 更新用データの作成に係る要件

(1) 階層構造

ア) サイト内の各ページは、神戸市が管理するドメイン(city.kobe.lg.jp)の下層ディレクトリに設置すること。

イ) アップロードにあたり、URLの階層構造を反映する必要があるため、各ページに必要なファイル一式を各ディレクトリに格納、階層構造を保持した形で毎回納品すること。

(2) レイアウト・デザイン

ア) 現在のサイトイメージに基づいて、サイトの統一性を担保しながら、掲載内容等に関する素材作成、編集(画像編集含む)、レイアウト・デザイン等一連の制作業務を行う。

イ) PC及びタブレット端末、スマートフォンなどマルチデバイスで閲覧可能な仕様とし(フューチャーフォンは除く)、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにす

ること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

(3) 構築方法等

ア) 静的コンテンツとして作成する必要があるが、PHP や Perl 等の動的コンテンツでの作成不可。
また、サーバに対しての制御ファイル等(例. htaccess)ファイルの取り込みも不可。

イ) サポート OS、ブラウザ要件、アクセシビリティ等サイト作成に関する一切については、「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」に準拠すること。(準拠が困難な場合には、別途神戸市と協議すること。)

「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」掲載先：

https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html

3 セキュリティ対策

神戸市情報セキュリティポリシー及び別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に定める事項を遵守すること。また、プライバシーマーク等のセキュリティ関連制度を取得し、規定を遵守すること。

「神戸市情報セキュリティポリシー」掲載先：

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

VI 納品物

次の表に掲げるとおり、納品物を納入すること。なお、納入形式は電子データとし、納品前にウィルスチェックを完了させ、正常な状態で納品すること。

納品物	納期
本仕様書Ⅲ - 1-(1) (2)の制作に係るデータ	企画提案に基づき別途定める
本仕様書Ⅲ - 2-(1)の定期更新に係るデータ	依頼当日から起算して5営業日以内 (緊急を要する場合は3営業日以内)
本仕様書Ⅲ - 2-(2)の時点修正に係るデータ	令和5年7月末
本仕様書Ⅲ - 2-(2)の掲載企業追加に係るデータ	依頼から1か月以内
本仕様書Ⅲ - 3-(1)のクリアファイル	令和5年6月末
本仕様書Ⅲ - 3-(2)オンライン広告の結果報告書	企画提案に基づき別途定める
本仕様書Ⅳの制作・更新に係るデータ	必要に応じて別途定める
ウェブサイト設計書・操作マニュアル	令和6年3月31日

※ 表中「営業日」は受託者の営業日を指す。

※ 上記に記載の納期に関わらず、神戸市がやむをえない事情があると認めた場合、神戸市は納期を令和6年3月31日までの間で延長することができる。

VII 実施体制

- (1) 本業務を正確かつ確実に実施するため、実施責任者及び実施担当者を配置し業務を進めること。
- (2) 前項に基づき配置した実施責任者及び実施担当者を神戸市に報告すること。
- (3) 実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。

VIII その他

- (1) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (3) 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という）してはならない。ただし、広報物の作成を再委託する場合は、委託契約約款第2条に定める事前申請・承諾を省略することができる。
なお、神戸市は、本業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。
- (4) 本業務が中止となった場合、未履行の業務に該当する金額を減額すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、神戸市と協議の上、定めるものとする。